

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会
中国四国ブロック協議会

高知市再犯防止推進計画 (令和4年～6年度) について

令和5年2月14日(火)

高知市健康福祉部
地域共生社会推進課
課長 川田 智恵

再犯防止推進計画について

1 国・県の動き

(1) 国の動き

- 平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」（再犯防止推進法）が公布・施行。
⇒地方再犯防止推進計画 策定の努力義務
- 平成29年12月 **「再犯防止推進計画（平成30年度～令和4年度）」閣議決定**
- 令和元年12月 **「再犯防止推進計画加速化プラン」 犯罪対策閣僚会議決定**

(2) 県の動き

- 平成30年度より 国関係機関と再犯防止に関する勉強会開始
- 平成31年3月 **「高知県再犯防止推進計画（2019～2023年度）」策定**
- 平成31年度より 建設工事競争入札参加資格において、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対する優遇措置を適用

2 高知市の状況

(1) これまでの動き

- 平成30年度 国・県の勉強会に参加
高知県再犯防止計画策定検討会 委員として高知市より2名参加
矯正施設所在自治体会議（市町村再犯防止等推進会議分科会）設立趣意書提出 ⇒ 発起人
- 令和元年度 国・県の勉強会に参加
12月議会にて、策定する旨答弁

(2) 現状

【犯罪件数】

- ・全国的にみると、刑法犯検挙件数は減少傾向であり、初犯者数、再犯者数ともに減少。
- ・高知県でも同様の傾向。

【再犯率（全国）】

- ・初犯者数の大幅減により、再犯率は近年上昇傾向であり、2018年度は過去最高（48.8%）。
- ・出所受刑者の2年以内再入率は、近年着実に低下（2017年16.9%）しているが、満期釈放等出所受刑者の再入率は仮釈放出所受刑者より高い現状。

※出所後の居住地が高知市である刑余者数など、高知市在住者に特化した統計データがない。

※詳細後述

再犯防止推進計画について

3 再犯防止における市町村の役割

【再犯防止推進法 第4条】 ※別紙①参照

- 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、**国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務**

【再犯防止推進計画】 ※別紙②参照

《5つの基本方針》

- ①「だれ一人取り残さない」社会の実現
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- ⑤国民の関心と理解を醸成

《7つの重点課題》

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

【高知市の取り組み状況】

- ① 「地域共生社会」の実現
- ② - 国業務
- ③ - 国業務
- ④ 国・県との連携
- ⑤ 「社会を明るくする運動」・広報活動

- ① 住宅確保要配慮者対策，各分野制度の中の就労支援
- ② 各分野の制度・サービス
- ③ 非行防止等の対策，地域での学習支援
- ④ 各分野の相談支援の充実
- ⑤ 補助金交付，社会を明るくする運動
- ⑥ 国県等との協議の場，矯正施設所在自治体会議への参画
- ⑦ 矯正施設の環境整備

- ①②④の支援は各制度で実施。個人情報保護の観点から「出所者への支援」は、困難。
- ③は、教育委員会で実施。
- ⑤⑥についても実施済。
- ⑦は国の役割だが、更生保護施設「高坂寮」建て替えの際には、本市から補助金を支出した経過あり。

再犯防止推進計画について

4 策定方針とスケジュール

(1) 策定方針

【考え方】

- 市町村には、犯罪防止等を主な目的とした部署はなく、再犯防止に特化した事業はない。
- 犯罪者の高齢化や、背景にある精神疾患など障害が課題となっているが、**出所時の支援は、県設置の「地域定着支援センター」が担い、市町村は、国・県と連携して、高齢・障害・生活困窮など各制度の中でサービス提供を行っている。**
- 「刑余者への支援」に関しては、「地域定着支援センター」からのつなぎ以外は個人の特定はできず、各制度で支援する中で、刑余者であることが判明する状況であり、刑余者を主対象とした支援は、市町村業務にはない。
- 出所後、再犯しないよう日常生活を送るためには、出所後の居住の確保と就労が必須であるが、何よりも就労に対する本人の意思が重要である。この課題に対しては、国が刑務所内での啓発など行っており、県・市町村は、住宅確保要配慮者対策や各制度の中で、居住支援を行い、就労支援・参加支援も行っている。

★市町村における再犯防止対策とは、各制度の支援の充実と包括的支援が提供できる体制づくりであり、また、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現が、「社会を明るくする運動」で掲げられている「犯罪や非行をなくし、立ち直りを支える地域」づくりと合致する。

【方針】

- 国の基本方針①「誰一人取り残さない」社会（地域共生社会）の実現に向けた取組を中心とすることとし、令和3年度の「**高知市地域福祉活動推進計画**」の**中間見直し**にあわせ、高知市再犯防止推進計画に**位置付ける部分を盛り込む**。
- 毎年、県・国等関係機関との意見交換などの場と地域福祉計画推進協議会にて、地域共生社会の実現に向けた取組を報告する。

(2) スケジュール

- 令和2年度 策定に向け、庁内の関係事業などの把握するとともに、外部関係機関等との意見交換の場を設ける。
- 令和3年度 地域福祉活動推進計画の中間見直しスケジュールに合わせ策定。

《地域福祉計画と再犯防止推進計画との関係性》

- 平成29年12月厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」にて、地域福祉計画に盛り込むべき事項16項目の一つとして再犯防止に関することが示された。

高知市再犯防止推進計画について

5 策定体制

高知市再犯防止推進計画（令和4年～6年度）策定体制

高知市地域福祉計画推進協議会

パブリックコメント

役割：計画素案検討審議、計画原案検討審議・了承
委員数：20名以内（うち公募委員若干名）

計画素案・計画原案の提示

事務局

役割：具体的方策の検討、計画素案・計画原案の作成

高知市（事務局：地域共生社会推進課）

庁内検討委員会

（地域福祉計画推進協議会庁内検討委員会を兼ねる）

ワーキンググループ

（地域福祉計画推進協議会庁内検討委員会を兼ねる）

介護保険課、障がい福祉課、福祉管理課、健康増進課、高齢者支援課、基幹型地域包括支援センター、保険医療課、地域防災推進課、住宅政策課、くらし・交通安全課、人権同和・男女共同参画課、地域コミュニティ推進課、子育て給付課、子ども育成課、母子保健課、子ども家庭支援センター、教育企画監（学校教育課）、人権・こども支援課、地域共生社会推進課

計画策定のための現状・課題の把握、分析

庁内意見交換会

福祉管理課、高齢者支援課、基幹型地域包括支援センター、障がい福祉課、地域保健課、健康増進課、少年補導センター、住宅政策課、産業政策課、人権同和・男女共同参画課

庁外意見交換会

高松矯正管区更生支援企画課、高知保護観察所、高知地方検察庁、高知刑務所、高知少年鑑別所、高知労働局職業対策課、更生保護法人高坂寮、高知弁護士会、一般社団法人高知県社会福祉士会、社会福祉法人高知県社会福祉協議会、高知県精神保健福祉士協会、NPO法人高知県就労支援事業者機構、高知保護区保護司会、高知地区更生保護女性会、高知県地域福祉政策課、高知市生活支援相談センター

6 検討経過

取組	開催日	主な内容
「高知市再犯防止推進計画」の策定に向けた庁内取組状況等の実態調査	令和2年7月～8月	庁内関連部署の取組・課題等の確認
令和2年度 第2回高知市地域福祉計画推進協議会	令和2年9月28日	「第2期高知市地域福祉活動推進計画」中間見直しについて報告 ・新たに計画に盛り込む事項として「再犯防止推進計画」について報告
庁内関連部署担当者との第1回意見交換会	令和3年2月25日	（1）庁内関連部署の取組・課題等の各部署の取組・課題等の共有 （2）「（仮称）高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
関係機関との第1回意見交換会	令和3年3月5日	「（仮称）高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
庁内関連部署担当者との第2回意見交換会	令和3年10月4日	「高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
関係機関との第2回意見交換会	令和3年10月8日	「高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
令和3年度 第2回高知市地域福祉計画推進協議会	令和3年11月30日	（1）意見交換会等結果報告 （2）中間見直し素案の審議 ・「高知市再犯防止推進計画」素案も含む
パブリック・コメント	令和4年1月4日～2月1日	
令和3年度 第3回高知市地域福祉計画推進協議会（書面開催）	令和4年2月	・中間見直し原案の審議

重層的支援体制整備事業を活用した包括的支援体制の構築

【高知市における相談支援体制】

《困った時に相談できる先があり、適切な支援につながる環境づくり》

【相談しやすい環境づくり】

- ・「ほおちよけん相談窓口」の設置

【相談を受け止め、適切な支援につながる仕組づくり】

- ・地域共生社会推進本部の設置
- ・職員の人材育成
- ・包括的相談支援員の設置
- ・多機関協働ガイドラインの作成

【参加支援、地域づくり、アウトリーチ】

- ・「ほおちよけん相談窓口」の設置から地域をつなぐ仕組づくり
- (ほおちよけんネットワーク会議など)

困った・・・
どこに、誰に相談したら・・・

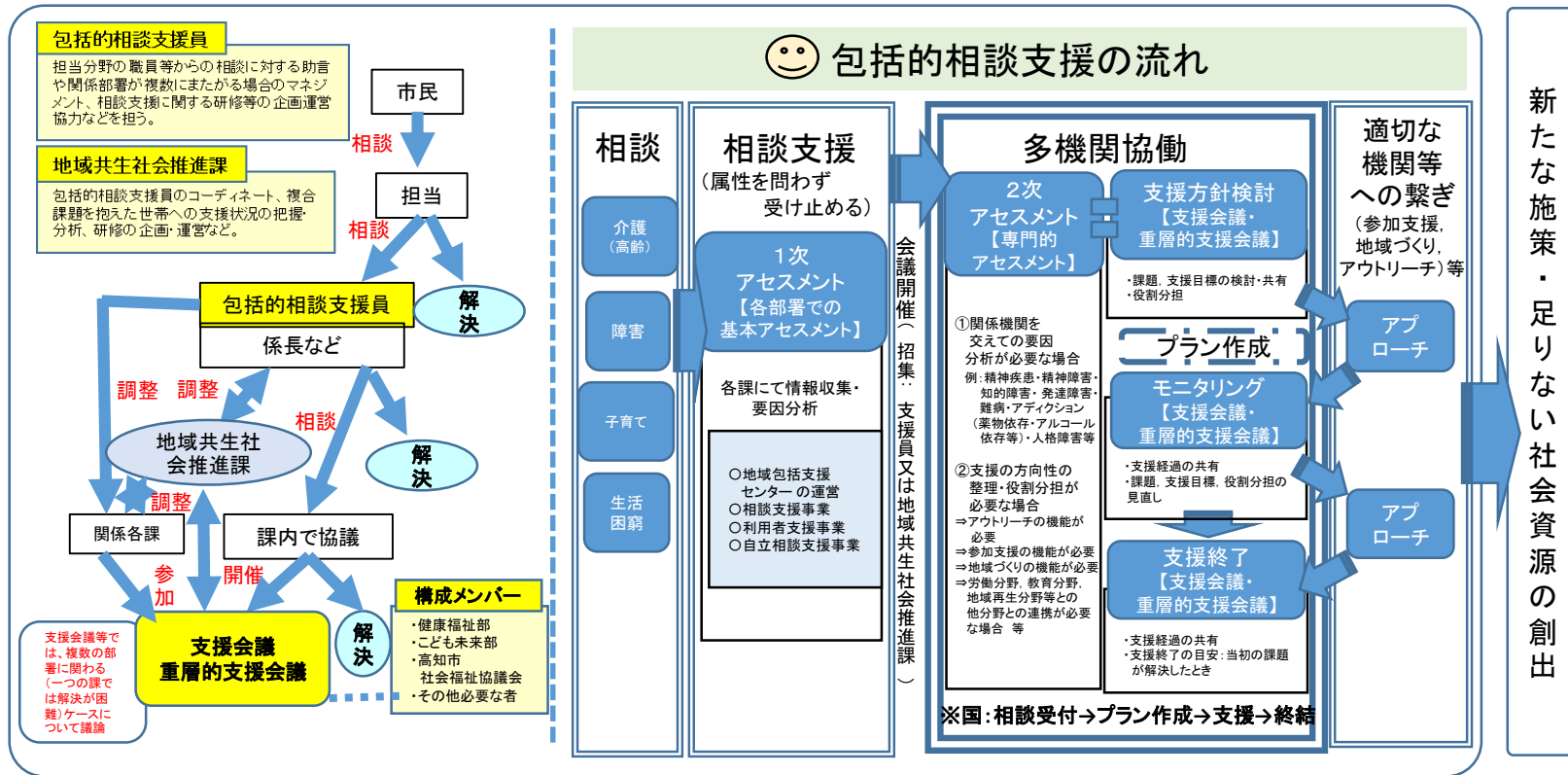
●すでに繋がっているところ
(人・場所)

●各分野の相談窓口
高齢、障害、子ども、生活困窮 など

●相談窓口を探す
・高知くらしつながるネット (LICOネット)

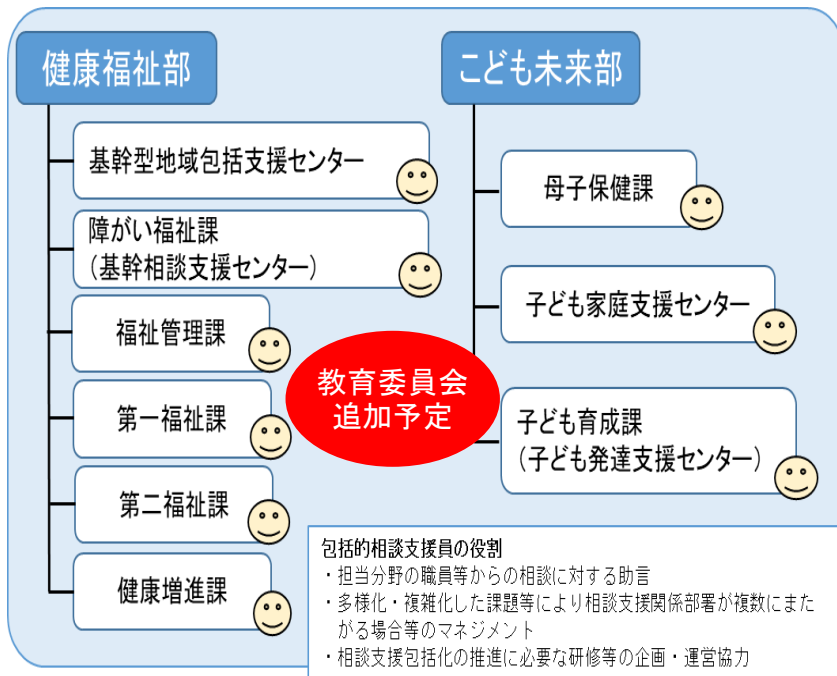


●どんな相談でも!
・ほおちよけん相談窓口 (市内104カ所)



重層的支援体制整備事業を活用した包括的支援体制の構築

【包括的相談支援員の配置】



●令和3年5月任命

●支援員会議の開催

《R3 4回開催》

- ・多機関協働事業に繋ぐ対象者の判断に関するガイドライン
- ・共通のアセスメント方法や連携時のルール等の確立
- ・支援会議・重層的支援会議に関すること
- ・支援プランに関すること
- ・ひきこもり支援に関すること

《R4 8回開催(R5.1月末現在)》

- ・支援会議(8回開催:5事例)の共有と検討
- ・重層的支援体制整備事業についての庁内外研修の検討
- ・個人情報取り扱いについて
- ・人材育成(職員研修)について
- ・他市の取組事例の共有 など

多機関協働ガイドライン

- スムーズに協働するための流れ等について定めたもの
- 支援する側が、常にベストを尽くせるよう「しっかり協力する」ためのガイドライン
- より良い支援につなげることと合わせて、支援する側も支える
- 状況に合わせて柔軟な発想で支援する

～協働の心得～

第一条 支援者のしんどさを、みんなできちんと共有するべし

(×「そんなことくらい自分でできんか?」)

第二条 相談がなくても気にかけて合うべし

(ベテラン職員は、お節介と親切のバランスを考慮して。)

第三条 情報不足を気にせんと、困ったら会議に挙げるべし

(保守的な躊躇は厳禁。自分の恥ずかしさより支援者への支援。)

第四条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します。」と言うべし

(自分も忙しいけど、みんなも忙しい。日常的な相談にも応じるべし。)

第五条 会議のはじめに目的を共有するべし

(それってなんのため?)

第六条 所属や担当にこだわらんと、積極的に発言するべし

(「その分野は素人で…」「事務職やけど…」→そんなこと気にするな!)

第七条 K(空気を) Y(読まない) 発言を容認すべし

(KYの容認が、新しい発想、新たな気づき生まれる風土につながる。)

第八条 聞かれたことが分からないときは「分かりません」と伝えるべし

(「分かりません」と答えた人を責めるべからず。×「そんなことも調べてないか?」)

第九条 みんな初めは経験不足ということを心に刻め!

(「細かく聞かれたら…」「ちゃんと説明できるうか…」→そんなこと気にするな。)

第十条 若手職員へ。先輩の指摘はダメ出しじゃなくてアドバイスやきね

(怖く感じる人もあるかもしれんけど…)

第十一条 ベテラン職員は、第九条・第十条を心に刻むべし

(NO! 経験値マウント!)

第十二条 守秘義務は必ず守るべし!

(捕まるよ。マジで。)

第十三条 QOLの重視、エンパワメント、支援対象者の主体性を尊重しよう

(これが支援の基本!)

「高知市型共生社会」実現に向けた取組

～ 福祉でまちづくり ～

【包括的な支援体制の構築】

【庁内連携体制の強化】

【包括的相談支援】
行政等の相談窓口

NEW
包括的相談支援員

- ①幅広い相談に対応する
- ②各分野の機関と支援調整会議を開催
- ③適切な専門的支援につなぐ



連携
【連携に必要な
仕組みづくり】

NEW

【協働の中核を担う機能】
地域共生社会推進課

【社会資源等の情報の
収集と提供】

NEW

【社会資源情報の提供ツール】
高知くらしつなげるネット
(Licoネット)

支援

地域課題

NEW

地域共生社会推進本部

●横断的課題・施策の方針決定 など

【構成】 本部長 市長
副本部長 両副市長
本部長 各部署長

NEW

地域共生社会推進検討部会

●テーマごとに関係課で、部会を設置
●横断的課題への対応策検討 など

【構成】 関係課長

地域別共生カルテ
による
地域の情報共有

施策

自然に
「つながる」
仕組みづくり

みんなで話し合う
⇒みんなが楽になる

【地域力の強化と包括的な支援体制の構築】

NEW
【身近な地域の相談窓口】
ほおっちょけん相談窓口

●令和4年から全市展開



【薬局】 【社会福祉法人】

高知市社会福祉協議会

地域福祉
コーディネーター

つなぐ
活動支援

NEW or 強化
情報共有や課題解決に向けた
地域での話し合い
(ほおっちょけんネットワーク会議、
フラットフォーム など)

【支援】

地域の社会資源

地域の多様な主体
(民生委員児童委員、町内会・自治会、ボランティア・
活動団体・民間サービス など)

【支援】 地域内で助け合う ⇒ みんなでみんなを支援する

新しい社会資源の創出
地域のニーズに沿った

住まい

働く場
仕事づくり

移動支援
買い物支援

居場所

集いの場

民間サービス

…etc

【専門的支援が
必要な困りごと】
～複合課題・
狭間の課題～

地域住民

支援

相談



【どこに相談したら
いいかわからない
困りごと】